

鳥取県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年1月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取鹿野 倉吉線	東伯郡三朝町大字横手字福路500-2地先から同町大字大瀬 字上畑95-2地先まで	変更前	21.1~88.2	164.0
		変更後	15.2~63.7	164.0